

難波宮跡発掘調査 (NW05 - 9 次調査) 現地説明会資料

大阪市教育委員会と(財)大阪市文化財協会は、大阪市中央区法円坂 1 丁目において、昨年度と今年度に難波宮跡の発掘調査を行ってきました。この発掘調査で、7 世紀中頃、前期難波宮の宮殿中心部東側地域において、回廊を巡らせ内部に敷石をもつ施設と、高床倉庫などからなる官衙(かんが; 役所)の跡を発見しました。

調査地は、大化の改新の難波遷都に伴ってつくられた前期難波宮の宮域内で、難波宮東方官衙と呼ばれる地域に当たります。東方官衙は宮殿の中核である内裏の東約 200m にあり、昭和 43 年の発掘調査で発見され、その後も数次の調査によってその遺構が発見されてきていました。

1 今回の調査成果

今回の調査で発見された主要な遺構は以下のとおりです(図 2・3・5)。

掘立柱建物 1 (今年度調査)

柱穴 4 基(3 間分)を検出しました。南北 15 m(6 間) 東西 6 m(2 間)以上の南北に長い側柱建物の一部と推定されます。

柱列 1 (今年度・昨年度・昭和 55 年度等調査)

今年度調査では柱穴 5 基(4 間分)を検出しました。北側の昨年度調査区へ続き、直角に曲がって西側へ延びることがわかりました。塀の跡と考えられます。

区画 1

柱列 1 による区画の中に、総柱建物(昨年度調査; 倉庫)・東西棟の側柱建物 1 棟(SB705)・南北棟の側柱建物 2 棟(SB703 と掘立柱建物 1)が建てられています。これとほぼ同じ建物の構成をもち、同様な塀で区画された単位は西側にも隣接して設けられています(区画 2)。

掘立柱建物 2 (今年度調査)

南北 3 間、東西 2 間(6 m)以上の南北方向に長い側柱建物です。昭和 54 年度調査を参考に、南北長は 5 間(15 m)と推定されます。柱の抜取穴の規模から、太く長い柱であったことが想定され、楼閣風の建物であった可能性があります。南・西面に縁束柱ないし庇の支柱とみられる柱穴があることから、

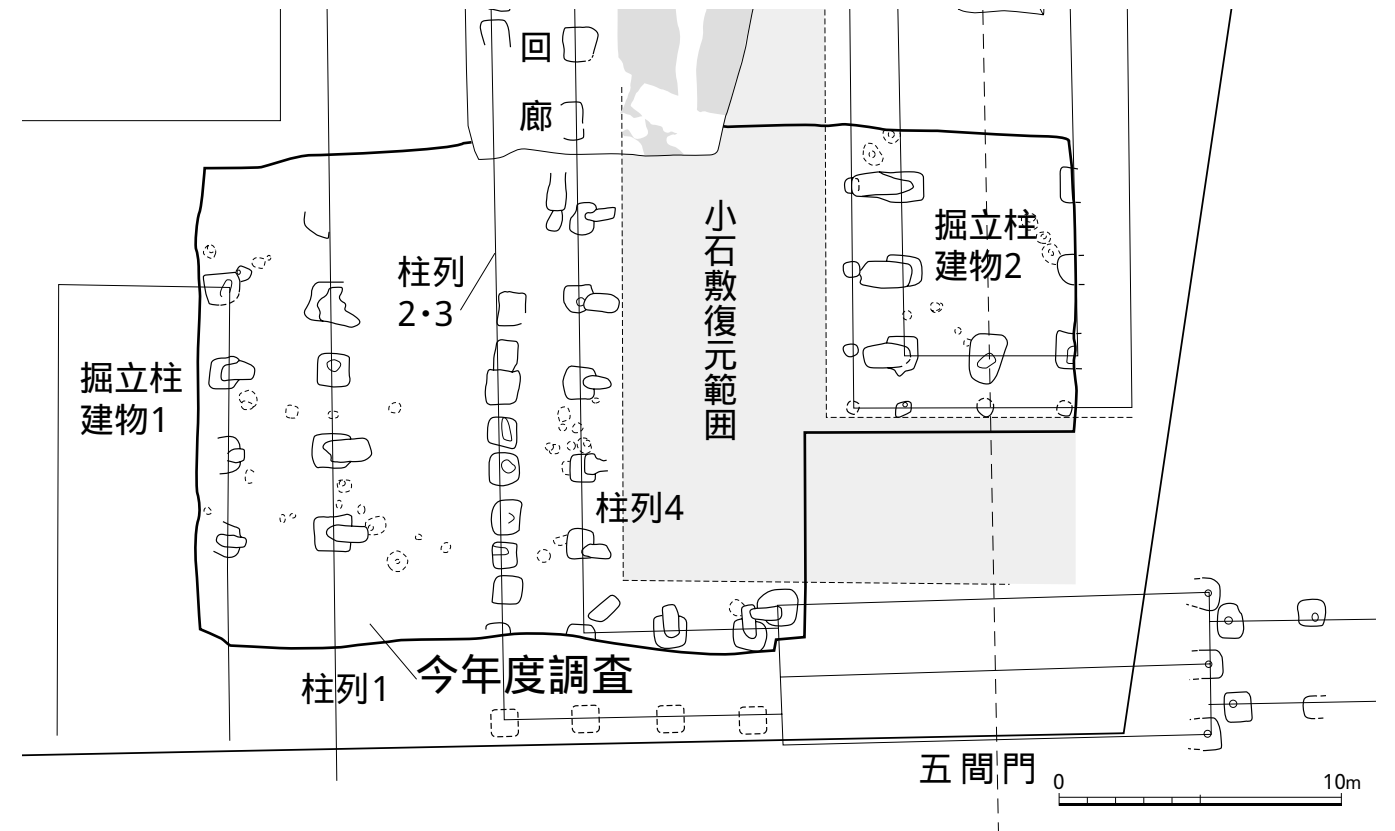


図 2 今回の調査で発見された遺構

格式の高い建物であったと考えられます。同様な造作をもつ建築は内裏中心部などにしかありません。また、昭和 54 年度の調査では、この建物の北に同規模の柱穴が見つかり、もう一棟が存在したとみられます。

小石敷遺構 (今年度・昨年度調査)

掘立柱建物 2 の西と南で発見されました。3 ~ 5 cm の小石を敷き詰めており、その幅は約 7 m と復元されます。建物 2 を取り巻いて敷設されたものとみられます。前期難波宮跡で敷石を施した例は内裏中心部の一部でみつかっているだけです。

回廊と柱列 2 (今年度・昨年度調査)

小石敷遺構の西と南で、小石敷・掘立柱建物 2 と平行して検出されました。柱列 4 は 3 とともに単廊形式の回廊を形成し、昨年度・昭和 48 年度調査地でもその連続が発見されていることから、建物 2 などを取り囲むものと見られます。回廊外側での規模は南北約 51 m、東西 35 m と推定されます。南辺の中央には門の一部とみられる柱穴があり、大部分は未発掘ですが、東西 15 m(5 間)、南北 5 m(2 間)の門があったものとみられます。五間門は格の高い門で、難波宮でも内裏や朝堂院など中枢部でしか発見例がありません。

柱列 2 も塀とみられます。回廊の外側の柱列と重なっており、一見、柱の間隔が狭くなっているように見えますが、回廊と塀が建て替えられた結果と捉えられます。西辺と北辺で回廊と重なっていることが確認できますが、先後関係は重複がないために不明です。

区画 3

回廊で囲まれた内部には、周囲に小石敷を巡らせた楼閣風の建物 2 があり、さらに北側にもう一棟があったものとみられます。これらの建物群を区画 3 とします。

以上の遺構は、区画 1 ~ 3 とともに出土した遺物や周辺調査地の遺構の連続から考えて、すべて 7 世紀中頃、前期難波宮の時期のものとみられます。

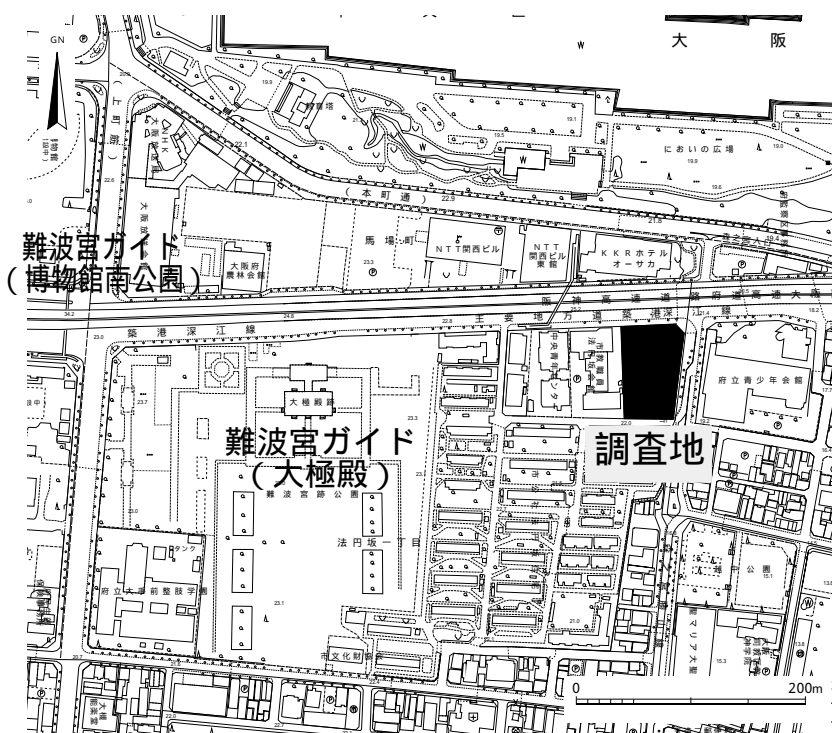


図 1 調査地の位置

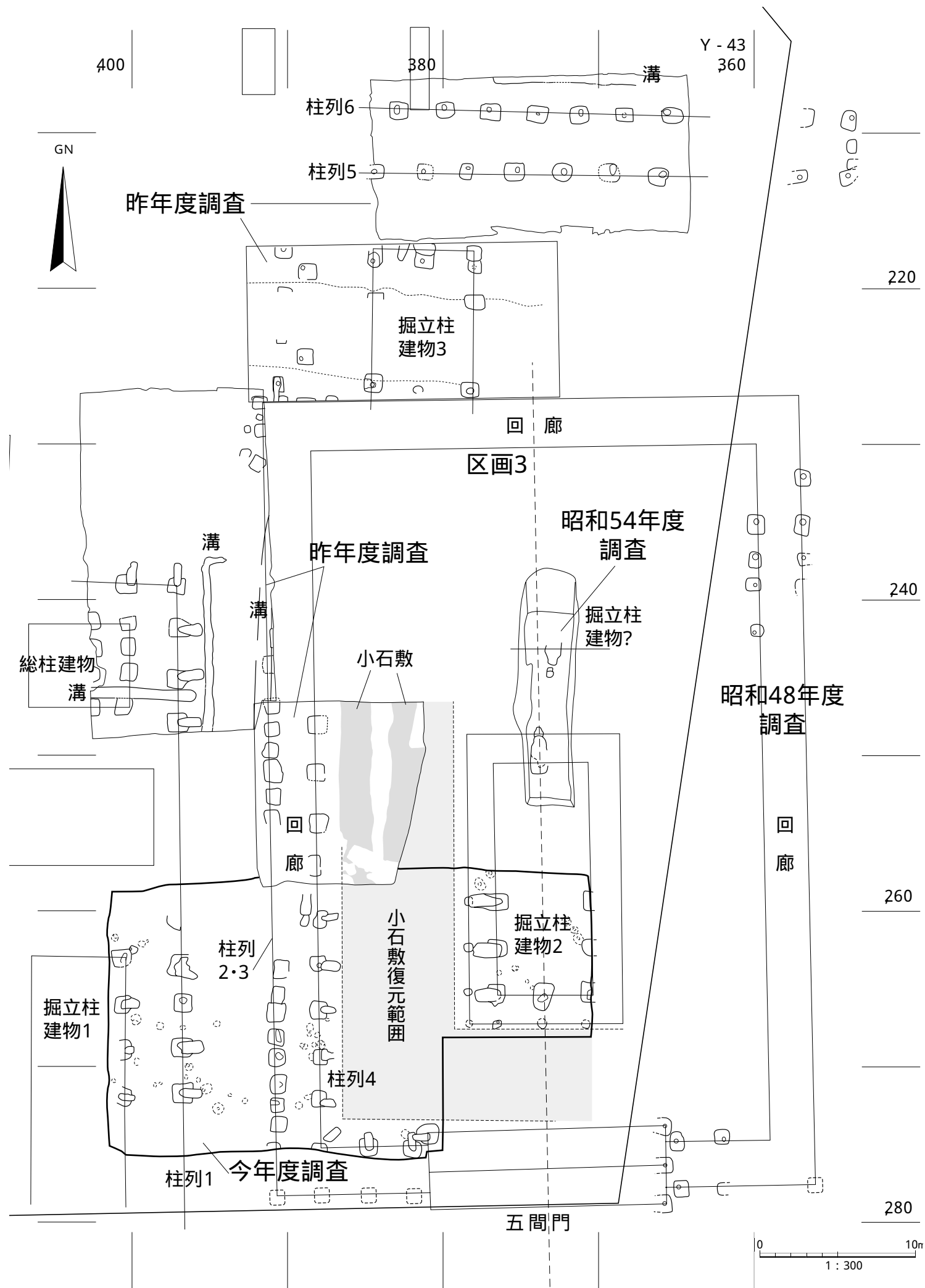


図3 区画3とその周辺

2 今回の発見の意味

1) 区画3

区画3の掘立柱建物2は、楼閣風の建築である可能性があり、縁束ないし庇をもち、周囲に敷石を配することから、格式の高い建物であったとみて間違いはありません。さらに回廊が取り巻き、正門が五間門であることもこの見方を支持しています。天皇クラスの地位の高い人が利用する施設であったとみてよいでしょう。この空間の機能を直接的に示す発見はなく、判断材料が少ないままに論を先行させることを慎まなければなりません。以下のような可能性が考えられます。

東方の眺望を楽しむ饗宴などのための施設

区画3の東方は上町台地の東辺斜面にあたり、建物2から東方への眺望は絶景であったと考えられる。楼閣風の建築の上で河内湖・生駒山などの眺望を楽しみつつ宴会などを催す。

神社や寺院のような宗教的な施設

回廊によって周囲を区画して閉鎖空間をつくり、建物2の他にもう一棟を配する状況は、神社建築の前殿・本殿などに共通する。

については、大津宮に浜楼という建物があったことが『藤氏家伝』に記されており、これが琵琶湖の眺望を眺めながら酒宴をはる施設とみられることから、今回の施設と類似していると思われます。このような施設であるとした場合、建物2を南北棟にすることによって東方への視界がより開けることから南北棟の説明がつきます。ただし、この場合、建物2がさほど広い面積をもたないことから外国の使節を饗応するなどの大規模な宴席用としてではなく、少人数が集うためのものではなないでしょうか。

については、国内の宮域内に神社などが設けられた例はありませんが、隋唐長安城では廟などが

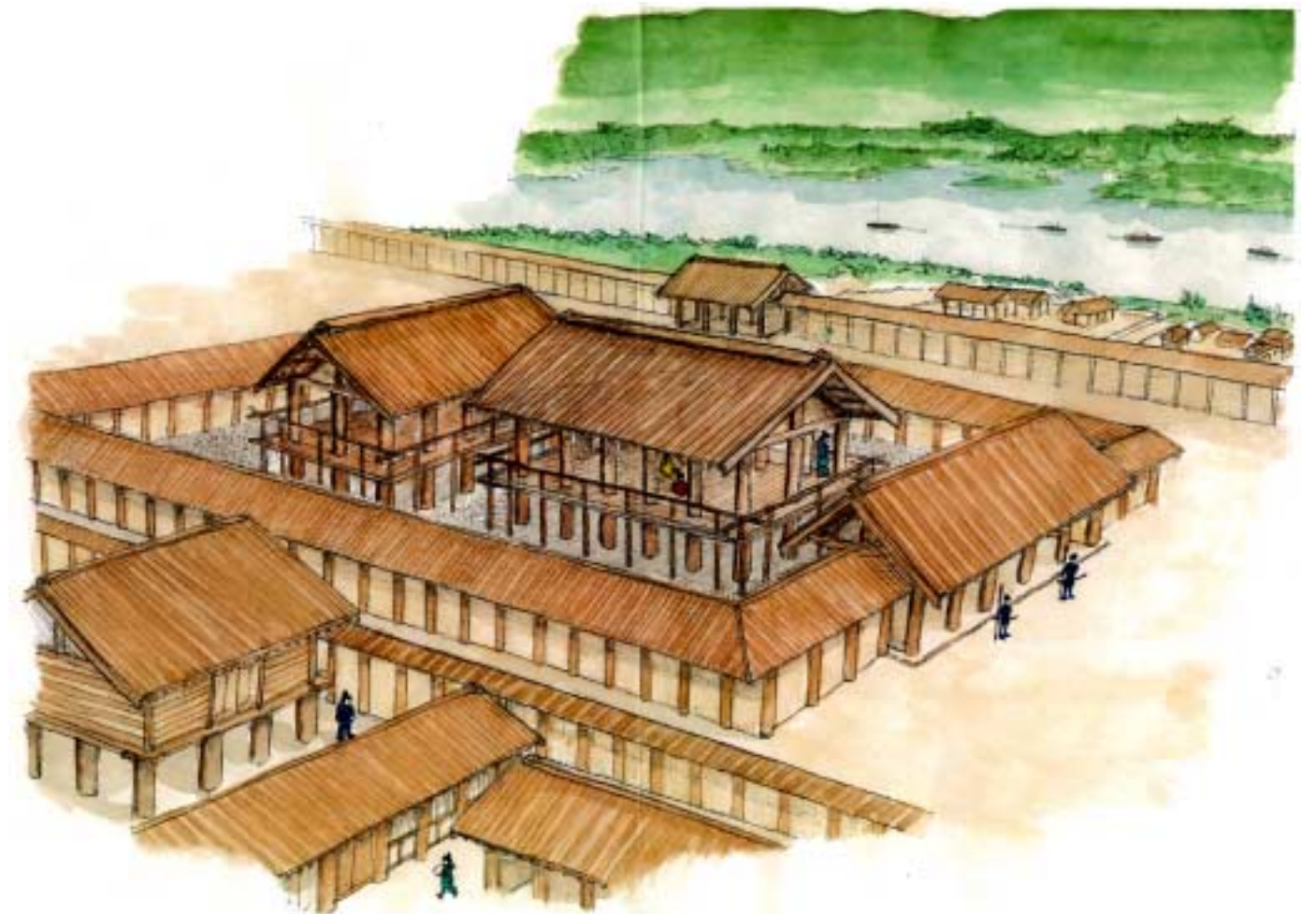


図4 遺構復元イメージ

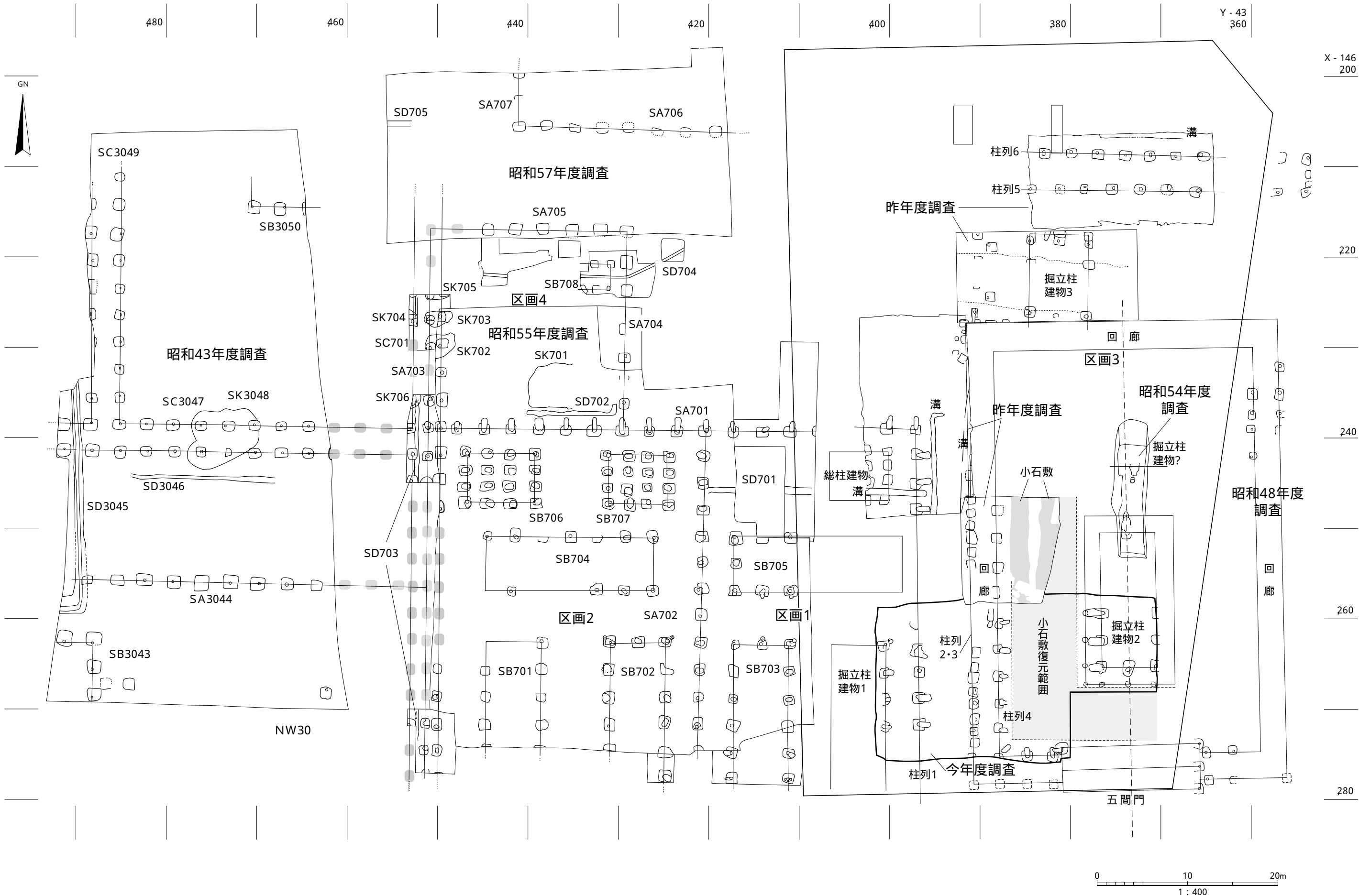


図5 周辺の遺構配置

設けられており、難波宮にも同様なものがあった可能性が考えられます。ただし、神事的な建築を想定した場合、前殿にあたる建物2が南北棟であることにはやはり不自然さが残ります。

・ のいずれにしても、現在国内の宮殿で同様な施設が見つかった例はなく、重要な発見といえます。また、下に述べるように、前期難波宮は設立の当初から官衙施設が整備されていたばかりでなく、**ないし**のような施設も設けられており、その完成度の高さを窺い知ることができます。

2) 区画1・2

堀によって区画され、その内部にほぼ同様な建物構成をもつ区画1・2が存在することが明らかになりました。このような規則的・計画的な建物配置からは、これらの施設が役所としての機能を果たしていたことを強く窺わせます。堀で区画された施設は区画1・2の他にもあり(区画4とその北方)このような施設がかなりの広がりをもって設けられていたことが今回の調査で確認できま

した。従来、文献史料による古代官僚制の整備過程の研究から、孝徳朝前期難波宮の当初から宮内に役所機能が整備されていたことに対しては懐疑的な見方がありました。しかし、今回の発見を含む東方官衙の遺構は出土土器の検討から前期難波宮でも古い時期に位置づけられ、孝徳朝前期難波宮の時期に属するとしても矛盾はありません。このことは、儀礼や上級政務の執行空間である朝堂(朝堂院)ばかりでなく、より実務的な政務の執行空間である曹司(ぞうし; 東方官衙等)が前期難波宮成立当初(7世紀中頃)から整備されていたことを示しています。

以上の調査成果は、7世紀中頃の難波宮設立初期の段階で、宮殿内に多様な機能が備わっていた状況、ならびに国の官僚機構が整っていたことを示す資料としてきわめて重要といえます。

【用語解説】難波宮

昭和29(1954)年から始まった発掘調査によって発見された。上町台地北端(中央区法円坂一帯)に位置する、飛鳥時代と奈良時代の二時期の宮殿跡。先行する飛鳥時代の宮殿跡を「前期難波宮」、奈良時代の宮殿跡を「後期難波宮」と呼んでいる。

前期難波宮は大化改新の後、白雉(びやくち)元(650)年から造営が始められた孝徳天皇の難波長柄豊碕宮(なにわながらとよさきのみや)と考えられ、後期難波宮は聖武天皇によって神亀3(726)年から築造された宮殿にあたる。

前期難波宮は、宮殿中心部の左右に八角形の楼閣建築がそびえたつことや、政務や国家の重要な儀式などを行う場である朝堂院に14棟以上の建物が配置されるなど、他の宮殿にはみられない特徴をもっており、後に続く藤原宮や平城宮などの宮殿のスタートとなる国内最初の本格的な宮殿として注目される。

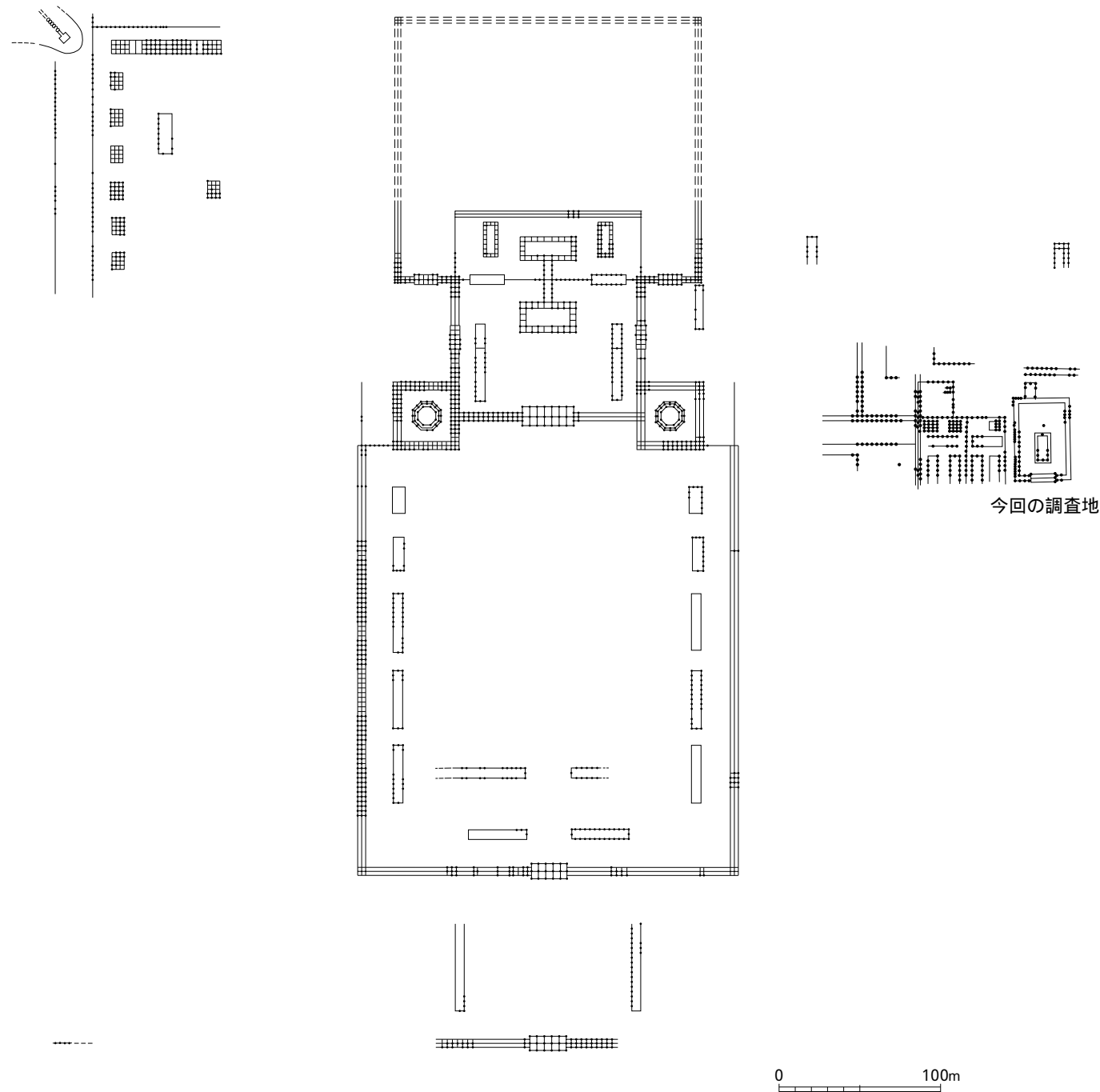


図6 前期難波宮全体図